

株 主 各 位

大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 亘 信 二

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、なにとぞ同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月23日(木曜日)午後5時50分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 大阪市浪速区難波中三丁目4番36号
大阪府立体育会館2階第1競技場

3. 目的事項

報告事項

- 1 第94期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 2 会計監査人及び監査役会の第94期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nankai.co.jp/soukai/>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、各種の景気対策効果等により、一部に持ち直しの動きが見られたものの、雇用・所得環境の低迷が続くなど、景気は依然として厳しい状況のまま推移いたしました。また、期末日直前に発生した東日本大震災により、経済は甚大な影響を受け、今なお予断を許さない状況が続いております。

このような経済情勢の下におきまして、当社グループでは、最終年度を迎えた3か年経営計画「堅進126計画」に掲げる基本方針に基づき、各事業にわたり積極的な営業活動と諸経費の節減に努めてまいりました。

当期におきましては、建設業において完成工事高が増加したことや、不動産業において分譲マンションの販売が進んだこともあり、営業収益は1,861億64百万円（前期比0.2%増）となりましたが、不動産業において減価償却費が増加したこと等により、営業利益は199億円（前期比4.2%減）、経常利益は114億66百万円（前期比4.5%減）となりました。

また、当期におきまして、工事負担金等の会計処理方法を変更したことや、南海会館ビル建替計画に関連する費用を特別損失として計上したこと等により、当期純利益は30億54百万円（前期比69.2%減）となりました。

以下、各事業（セグメント）につきまして、事業の概況をご報告申し上げます。

なお、当期から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用したことにより、セグメント区分を一部変更しております。このため、前期比については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えたとうえで算出しております。

① 運輸業

鉄道事業におきましては、営業面では、沿線外からの旅客誘致をはかるため、他の鉄道事業者等とのコラボレーションによる企画乗車券の発売や沿線エリアの魅力発信・PR活動を積極的に推進いたしました。また、昨年6月には高野線全線開通80周年、11月には特急「サザン」運行開始25周年をそれぞれ迎えたことを記念して、各種催事を開催するとともに、首都圏から世界遺産・高野山への旅客誘致を目的として、昨年9月1日から12日まで、東京・丸の内において「高野山カフェ」を開設いたしました。このほか、海外からの集客を強化するため、スルーとKANSAIと共同で、昨年8月10日から14日まで上海万博に、11月5日から8日まで台北旅展にそれぞれ出展し、関西及び当社沿線エリアの魅力を発信するとともに、台湾及び韓国からの旅客を対

象に、関西国際空港から特急「ラピート」を利用して、難波をはじめ大阪市内での観光等がお楽しみいただける企画乗車券を新たに販売いたしました。施設面では、南海線において、8000系新造車両4両を投入するとともに、同線の全車両でデッドマン装置の設置が完了したほか、高野線河内長野駅をはじめ8駅において、バリアフリー化整備を完了させるなど、運転保安度の向上と旅客サービスの改善に努めました。また、「環境に配慮した駅」づくりの一環として、南海本線泉大津駅において、太陽光発電システムの稼働を開始いたしました。

以上のような諸施策を進めましたが、雇用情勢の低迷等の影響により、乗車人員は2億26百万人（前期比0.3%減）となりました。

軌道事業におきましては、堺市の支援も得て、各種の利用者拡大策を実施いたしました。

バス事業におきましては、旅客需要に適応した輸送体制の整備と事業の効率化を進める一方、高野線堺東駅から南海本線堺駅を經由して堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターまでを結ぶ直行便や、リムジンバスの堺東・関西空港線を開設するとともに、高速バス路線及びリムジンバス路線の一部において新たな運賃割引制度を導入するなど、お客さまの利用促進に努めました。

海運業におきましては、多様な需要喚起策を講じましたが、高速道路料金の引下げが継続される中、昨年3月31日をもって「和歌山徳島航路利用促進事業（社会実験）」が終了したことによる旅客の反動減もあり、厳しい事業運営が続きました。

貨物運送業におきましては、医薬品専用定温倉庫を新たに開設するなど、温度管理輸送の品質向上に努めるとともに、海上貨物事業やロジスティクス事業（物流管理）の拡充に注力いたしました。

しかしながら、前期には駅のバリアフリー化整備の竣工に伴う工事負担金の受入れがあったことや、沿線就業人口の減少等の影響により、運輸業の営業収益は850億88百万円（前期比2.3%減）となり、営業利益は102億69百万円（前期比0.7%減）となりました。

② 不動産業

不動産賃貸業におきましては、各物件において稼働率の維持向上に努めるとともに、昨年10月5日にホテル南海なんば跡地において、大阪府下では初となるインターナショナル・サービスアパートメント「フレイザーレジデンス南海大阪」を開業いたしました。また、堺地区での賃貸マンション事業強化のため、昨年5月に南海本線堺駅前には所在する既設マンションを取得したほか、10月1日には七道駅前において「サザンクレスト七道」の賃貸を開始いたしました。

不動産販売業におきましては、南海くまどり・つばさが丘において新街区

「グランビュテラス」の宅地分譲を開始するほか、各経営地において宅地及び戸建住宅の分譲を進める一方、分譲マンションでは、「メゾンドセラッセ住ノ江安立」や当社が共同事業主となる「なんばグランドマスターズタワー」等の販売を進めました。

この結果、不動産業の営業収益は253億36百万円（前期比3.9%増）となりましたが、不動産賃貸業で減価償却費が増加したこともあり、営業利益は64億59百万円（前期比14.6%減）となりました。

③ 流通業

ショッピングセンターの経営におきましては、昨年3月にリニューアル工事が完成したなんばパークスにおいて、きめ細やかな販売促進策を展開する一方、なんばCITYにおいて、再生リニューアル工事（第2期）を推進いたしました。また、なんばCITYの館内サインにおいて、多言語表記を順次導入するなど、外国人観光客の利便性向上に努めました。沿線のショップ南海においては、昨年7月にショップ南海堺駅南口をリニューアルオープンしたほか、11月にはショップ南海泉佐野の増床工事を完了し、収益基盤の拡大をはかりました。

物品販売業におきましては、前期において難波駅改良工事の完成に伴いオープンした物販・飲食店舗が増収に寄与したほか、昨年3月にオープンした「古道歩きの里ちかつゆ」において、各種イベントや旅行代理店に対する宣伝・営業活動を実施するなど、知名度向上とお客さまの誘致に努めました。

この結果、流通業の営業収益は234億66百万円（前期比1.9%増）となり、営業利益は16億81百万円（前期比17.3%増）となりました。

④ レジャー・サービス業

遊園事業におきましては、みさき公園において時季に適した催物や体験型イベントを開催するなど、ファミリー層を中心にお客さまの誘致に努めました。

旅行業におきましては、募集型企画旅行の販売拡充や、お客さまのご要望に積極的に応えるソリューション営業（提案型営業）に注力するとともに、沿線の医療機関と提携し、外国人富裕層を対象に、医療・健診サービスと観光を組み合わせた「予防医療健診ツアー」の販売を開始いたしました。

ホテル・旅館業におきましては、ホテル中の島において、リピーターの確保やインターネット予約の拡充を軸に、宿泊客の誘致活動に取り組みました。

競艇施設賃貸業におきましては、住之江競艇場において、ナイターレースを中心に各種集客イベントを開催するなど、来場者の誘致に努めました。なお、東日本大震災の影響により、本年3月13日から末日まで、ボートレースの開催が中止となりました。

ビル管理メンテナンス業におきましては、民間事業者のほか、地方公共団

体等からの新規管理物件の獲得に注力するとともに、既存管理物件の設備改修工事の受注に努めました。

その他といたしましては、葬祭事業におきまして、富田林市喜志町、大阪市住之江区及び藤井寺市古室において、葬儀会館「ティア」の5号店、6号店及び7号店をそれぞれオープンするとともに、堺市美原区において8号店の建設工事と開業準備を進めました。

以上のような諸施策を進めましたが、前期には大型工事の受注があったビル管理メンテナンス業で減収となったことや、集客力が低下する厳しい状況にあって、期の終盤には東日本大震災の影響が重なったこともあり、レジャー・サービス業の営業収益は336億59百万円（前期比4.4%減）となり、営業利益は2億9百万円（前期比72.4%減）となりました。

⑤ 建設業

建設業におきましては、厳しい事業環境下にあったものの、受注工事高及び完成工事高が増加いたしました。また、昨年4月、日本ケーモー工事株式会社の子会社を取得し、新たに連結子会社に加えたこともあり、営業収益は411億57百万円（前期比5.7%増）となり、工事原価管理の徹底に伴う利益率の向上等により、営業利益は12億25百万円（前期比39.1%増）となりました。

⑥ その他の事業

その他の事業につきましては、営業収益は16億63百万円（前期比12.8%減）となり、営業利益は1億80百万円（前期比8.4%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、人口減少や少子高齢化、梅田・天王寺の大規模開発に伴うエリア間競争の激化、さらには東日本大震災の影響等により、今後一層厳しさを増すものと予想されます。このような環境の中、当社グループが持続的な存立・発展を遂げるためには、新たな収益基盤を確立することが不可欠であります。そこで、当社グループでは、平成23年度からの4か年を「事業の『効率性追求』と『拡大と成長』により、事業構造の変革を成し遂げる4か年」として位置付け、当該4か年を対象期間とする新たな中期経営計画「凜進130計画」を策定いたしました。この計画では、次に掲げる5つの基本方針の下、各事業分野におきまして、さまざまな施策に取り組んでまいります。

- ① 観光・インバウンドビジネスの推進
- ② 不動産・流通事業の拡大
- ③ 新たな事業領域への進出
- ④ なんばのまちづくり推進
- ⑤ グループ経営基盤の強化

運輸業におきましては、お客さまの生活を支える公共交通機関として、安全・安心の維持・向上を最優先に、災害対策の強化や運転保安度の向上に継続して取り組む一方、将来の旅客需要に適応した輸送体制の整備に努めてまいります。また、グループ連携の強化や他の交通機関等とのネットワークの拡充により、海外からのインバウンドを含む、沿線外からの旅客誘致を促進してまいります。

不動産業におきましては、不動産賃貸業において、収益物件への投資を積極的に進めるほか、これまで培ってきたグループの総合力・ノウハウを活かし、プロパティ・マネジメント事業（不動産管理運用受託事業）へ進出し、有望事業として注力してまいります。また、不動産販売業では、沿線内外でマンション及び戸建住宅の分譲事業を展開し、業容の拡大をはかってまいります。

流通業におきましては、なんばCITYをはじめ、既存商業施設の競争力を維持・向上させるとともに、小売・飲食事業の強化・拡大策のほか、他社商業施設の運営・管理業務の受託を推進するなど、新たな事業領域に進出し、収益基盤の拡充をはかってまいります。

レジャー・サービス業におきましては、当社グループの事業エリアに存する観光資源を最大限に活用するとともに、グループ内外における連携の強化により、国内外からの観光・集客商品の開発に取り組んでまいります。また、ビル管理メンテナンス事業の業容拡大や葬祭事業において多店舗展開を進めるなど、事業基盤の強化に努めてまいります。

建設業におきましては、工事原価管理の徹底等による事業の効率化に努める一方、シニア・リフォーム・環境・医療福祉関連等、鉄道関連工事分野に続く新たな事業分野の開拓を進めてまいります。

さらに、なんばエリアにおきましては、グループの総力を結集し、大阪市難波土地区画整理事業C街区保留地の再開発事業を着実に推進するとともに、南海ターミナルビル再生計画の集大成となる南海会館ビル建替計画の具現化に向け、本格的な検討を進めてまいります。

このように、財務体質の改善とのバランスを考慮しつつ、グループ一丸となって、事業の拡大と成長に注力する一方、このたびの大震災が今後の事業計画に及ぼす影響を慎重に見極めながら必要な対策を講じるとともに、危機管理体制の一層の強化をはかり、強靱な経営基盤の確立と企業価値の向上をめざしてまいります。

(3) 資金調達の状況

設備資金及び社債の償還に充当するため、株式会社日本政策投資銀行からの45億20百万円をはじめ所要の借入を行うとともに、当社におきまして、平成22年6月4日に第32回無担保社債100億円を、12月22日に第33回無担保社債100億円をそれぞれ発行いたしました。

なお、当期末の借入金及び社債の残高は4,936億23百万円となり、前期末に比し121億13百万円の減少となりました。

(4) 設備投資等の状況

① 当期中に完成した主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

- 南海本線みさき公園駅改良工事（バリアフリー化整備工事）
- 高野線河内長野駅ほか6駅改良工事（バリアフリー化整備工事ほか）
- 南海本線泉大津駅太陽光発電システム設置工事
- 南海線車両新造工事（4両）
- 玉出変電所シリコン整流器更新工事
- 南海線デッドマン装置設置工事
- バス車両新造工事（19両）

不動産業

- 南海ビル改修工事
- スイスホテル南海大阪浴室更新工事（21階～23階）
- サービスアパートメント「フレイザーレジデンス南海大阪」建設工事
- 賃貸マンション「サザンクレスト七道」建設工事
- 賃貸マンション「サザンクレスト堺」取得

流通業

- ショップ南海堺駅南口リニューアル工事
- 南海本線泉佐野駅高架下商業施設建設工事（第3期）

レジャー・サービス業

- 葬儀会館「ティア富田林」、「ティア住之江」及び「ティア藤井寺」建設工事
- 橋本カントリークラブ施設改良工事（第2期）

- ② 当期末現在施行中の主な工事等は、次のとおりであります。

運輸業

南海本線浜寺公園駅・北助松駅間及び高師浜線羽衣駅・伽羅橋駅間（高石市内）連続立体交差化工事

南海本線北助松駅・忠岡駅間（泉大津市内）連続立体交差化工事

高野線三国ヶ丘駅及び住吉東駅改良工事（バリアフリー化整備工事）

高野線河内長野駅ほか2駅改良工事

南海線特急車両新造工事（8両）

南海線車両新造工事（8両）

南海線列車運行管理システム更新工事

運転状況記録装置設置工事

不動産業

大阪市難波土地区画整理事業「C街区保留地」取得

流通業

なんばCITY再生リニューアル工事（第2期）

レジャー・サービス業

葬儀会館「ティア美原」建設工事

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (平成19年度)	第 92 期 (平成20年度)	第 93 期 (平成21年度)	第 94 期 (平成22年度) (当 期)
営 業 収 益(百万円)	188,254	183,389	185,848	186,164
経 常 利 益(百万円)	18,909	10,593	12,006	11,466
当 期 純 利 益(百万円)	11,365	7,374	9,916	3,054
1株当たり当期純利益 (円)	21.68	14.08	18.97	5.84
総 資 産(百万円)	806,024	815,758	819,354	799,455
純 資 産(百万円)	118,656	119,000	128,165	128,467

注 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は、自己株式を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成23年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	持株比率	主要な事業内容
南海バス株式会社	100 ^{百万円}	100.0%	バス事業
関西空港交通株式会社	96	80.0	バス事業
南海フェリー株式会社	100	100.0	海運業
南海車両工業株式会社	80	100.0	車両整備業
南海不動産株式会社	100	100.0	不動産販売業
南海商事株式会社	70	100.0	物品販売業
株式会社南海国際旅行	100	99.4	旅行業
住之江興業株式会社	400	63.1	競艇施設賃貸業
南海ビルサービス株式会社	100	90.1 (100.0)	ビル管理メンテナンス業
南海辰村建設株式会社	2,000	57.7 (63.2)	建設業

注1. () 内数字は、当社の子会社の持株数を含めた持株比率であります。

2. 当期中において、株式会社日本航空インターナショナルが保有する関西空港交通株式会社の株式を譲り受けたことにより、持株比率が増加いたしました。
3. 平成22年10月1日、当社は、会社法第796条第3項に規定する簡易合併の方式により、前期まで重要な子会社として記載しておりました南海都市創造株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容、営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

当社グループは、運輸業をはじめ、不動産業、流通業、レジャー・サービス業、建設業及びその他の事業を営んでおります。

なお、主要な営業所等は、次のとおりであります。

会 社 名	主要な営業所、路線、施設等
当 社 (本社：大阪市)	【鉄道事業】 営業キロ程 154.8km（大阪府、和歌山県） 駅 数 99駅 車 両 数 694両 【不動産賃貸業】 南海ビル、パークスタワー、スイスホテル南海大阪、南海堺東ビル、南海堺駅ビル（以上大阪府）、南海和歌山ビル（和歌山県） 【不動産販売業】 南海橋本林間田園都市（和歌山県）、南海美加の台、南海くまとり・つばさが丘（以上大阪府） 【ショッピングセンターの経営】 なんばCITY、なんばパークスShops&Diners（以上大阪府）、ショップ南海（大阪府内31か所、和歌山県内1か所） 【遊園事業】 みさき公園（大阪府）
南海バス株式会社 (本社：大阪府堺市)	【バス事業】 営 業 所 堺営業所、泉北営業所、東山営業所、空港営業所、河内長野営業所、光明池営業所（以上大阪府） 路 線 一般乗合バス80路線、高速バス10路線、空港リムジンバス11路線 車 両 数 563両
関西空港交通株式会社 (本社：大阪府泉佐野市)	【バス事業】 営 業 所 りんくう営業所（大阪府） 路 線 空港リムジンバス20路線 車 両 数 94両
南海フェリー株式会社 (本社：和歌山市)	【海運業】 営 業 所 徳島営業所（徳島県） 営 業 航 路 和歌山港－徳島港 船 舶 数 2隻
南海車両工業株式会社 (本社：大阪府河内長野市)	【車両整備業】 堺工場、千代田工場、吉見工場（以上大阪府）
南海不動産株式会社 (本社：大阪市)	【不動産販売業】 彩の台販売センター（和歌山県）、つばさが丘販売センター（大阪府）
南海商事株式会社 (本社：大阪市)	【物品販売業】 駅売店（大阪府内42店舗、和歌山県内5店舗）

会 社 名	主要な営業所、路線、施設等
株式会社南海国際旅行 (本社：大阪市)	【旅行業】 南海トラベルサロン（大阪府）、和歌山営業支店（和歌山県）、東京営業部（東京都）、福岡営業支店（福岡県）
住之江興業株式会社 (本社：大阪市)	【競艇施設賃貸業】 住之江競艇場（大阪府）
南海ビルサービス株式会社 (本社：大阪市)	【ビル管理メンテナンス業】 東京支店（東京都）、泉佐野営業所（大阪府）、徳島営業所（徳島県）
南海辰村建設株式会社 (本社：大阪市)	【建設業】 東京支店（東京都）、和歌山支店（和歌山県）

(8) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

使用人数	前期末比増減
8,307名	29名増

(9) 主要な借入先（平成23年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策投資銀行	91,273 百万円
住友信託銀行株式会社	50,547
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,645
株式会社三井住友銀行	35,221
三菱UFJ信託銀行株式会社	26,726

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,600,000,000株
- ② 発行済株式の総数 526,412,232株（自己株式3,610,966株を含む。）
- ③ 株 主 数 57,407名（前期末比448名増）
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	26,861 ^{千株}	5.1%
日本生命保険相互会社	18,785	3.6
株式会社池田泉州銀行	7,945	1.5
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,368	1.4
住友信託銀行株式会社	7,297	1.4
株式会社三井住友銀行	7,147	1.4
株式会社高島屋	5,035	1.0
株式会社紀陽銀行	5,005	1.0
株式会社大林組	4,541	0.9
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	4,403	0.8

- 注1. 持株比率は、自己株式（3,610,966株）を除いて計算しております。
 2. 株式会社池田泉州銀行は、株式会社池田銀行が平成22年5月1日付で株式会社泉州銀行と合併し、商号変更したものであります。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 兼 CEO (代表取締役)	山中 諄	社団法人関西経済同友会 代表幹事 大阪市難波土地区画整理組合 理事長 イズミヤ株式会社 社外取締役
取締役社長 兼 COO (代表取締役) (執行役員)	亘 信二	堅進126計画推進室長、監査部担当
専務取締役 (執行役員)	福田順太郎	グループ事業室長、CSR推進室長
専務取締役 (執行役員)	山部 茂	経営政策室長、難波開発室長、 営業推進室担当

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務取締役 (執行役員)	山本文彦	総務室長、東京支社長、和歌山支社長
常務取締役 (執行役員)	関西節美	経理室長
常務取締役 (執行役員)	口野 繁	鉄道営業本部長 南海辰村建設株式会社 社外監査役
取締役 (執行役員)	福本滋治	経営政策室副室長、難波開発室副室長、 営業推進室長
取締役 (執行役員)	沼守則幸	鉄道営業本部副本部長
取締役 (執行役員)	金森哲朗	不動産営業本部長、難波・SC営業本部長、 流通・不動産賃貸グループ担当
取 締 役	内藤碩昭	株式会社三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 岩谷産業株式会社 社外監査役
取 締 役	増倉一郎	
取 締 役	井上育穂	住友信託銀行株式会社 顧問 住友電設株式会社 社外監査役 レンゴー株式会社 社外監査役
常任監査役 (常 勤)	小島幸生	南海辰村建設株式会社 社外監査役
常任監査役 (常 勤)	藤田隆一	
監 査 役	奥 正之	株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 全国銀行協会 会長 パナソニック株式会社 社外取締役
監 査 役	岡田信吾	星光ビル管理株式会社 代表取締役社長 株式会社みなと銀行 社外監査役
監 査 役	荒尾幸三	弁護士 日本毛織株式会社 社外監査役

- 注1. 取締役 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 井上育穂は、社外取締役であります。
2. 監査役 奥 正之、同 岡田信吾及び同 荒尾幸三は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 井上育穂並びに監査役 岡田信吾及び同 荒尾幸三を東京・大阪・名古屋の各証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各証券取引所に届け出ております。
4. 平成22年6月25日、監査役 中筋一郎は辞任し、同日、その補欠として 荒尾幸三が新たに監査役に就任いたしました。

5. 当期中の担当の異動は、次のとおりであります。

異動日：平成22年6月25日

氏名	新	旧
亘 信二	堅進126計画推進室長、 監査部担当	堅進126計画推進室長
山部 茂	経営政策室長、 難波街づくり推進室長、 営業推進室担当	経営政策室長、 難波街づくり推進室長
福本 滋治	経営政策室副室長、 難波街づくり推進室副室長、 営業推進室長	経営政策室副室長、 難波街づくり推進室副室長
沼守 則幸	鉄道営業本部副本部長	鉄道営業本部副本部長、 営業推進室長

異動日：平成22年10月1日

氏名	新	旧
金森 哲朗	不動産営業本部長、 難波・SC営業本部長、 流通・不動産賃貸グループ担当	不動産営業本部長

なお、同日、難波街づくり推進室を難波開発室として改組いたしました。

- 平成22年6月24日、取締役 井上育穂は、住友電設株式会社の社外監査役に就任いたしました。
- 平成22年4月20日、監査役 奥 正之は、全国銀行協会の会長に就任いたしました。
- 平成23年3月31日、監査役 奥 正之は、日興コーディアル証券株式会社の取締役を退任いたしました。
- 平成23年2月24日、監査役 荒尾幸三は、日本毛織株式会社の社外監査役に就任いたしました。
- 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、上記取締役兼務者9名及び次の6名であります。

氏名	担当業務
堀川 博史	総務部長
細井 康史	人事部長
高木 俊之	堅進126計画推進室部長、経営政策室部長
東 眞也	運輸グループ担当
廉林 光夫	レジャー・サービスグループ担当
猪崎 光一	建設・不動産販売グループ担当

なお、平成22年10月1日、執行役員 廣田昌紀は辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	金 額
取締役 (うち社外)	13 (3) ^名	304 (26) ^{百万円}
監査役 (うち社外)	6 (4)	73 (25)

注1. 上記には、平成22年6月25日に辞任した社外監査役1名に対する報酬を含んでおります。

2. 社外監査役2名は、当社の子会社である住之江興業株式会社から、同社の役員報酬として総額1百万円の支給を受けております。

③ 社外取締役及び社外監査役に関する事項

ア、他の法人等の業務執行者又は社外役員等との重要な兼職に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	内藤 碩 昭	岩谷産業株式会社 社外監査役
取 締 役	井上 育 穂	住友電設株式会社 社外監査役 (平成22年6月24日就任) レンゴー株式会社 社外監査役
監 査 役	奥 正 之	株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 全国銀行協会 会長 (平成22年4月20日就任) パナソニック株式会社 社外取締役 日興コーディアル証券株式会社 取締役 (平成23年3月31日退任)
監 査 役	岡田 信 吾	星光ビル管理株式会社 代表取締役社長 株式会社みなと銀行 社外監査役
監 査 役	荒尾 幸 三	日本毛織株式会社 社外監査役 (平成23年2月24日就任)

注1. 株式会社三井住友銀行は、当社の大株主であり、当社は、同社との間で資金借入等の取引を行っております。

2. その他の兼職先と当社との間に、開示すべき関係はありません。

イ、主な活動状況

取締役 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 井上育穂は、上場会社の経営者としての経験を活かし、取締役会での議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

監査役 奥 正之、同 岡田信吾及び同 荒尾幸三は、取締役会に出席し、審議内容の確認を行うとともに、監査役会や代表取締役との面談において、主として内部統制の有効性を検証する観点からの質問や意見交換を行うなど、監査の充実に努めました。

なお、取締役会及び監査役会への出席状況は、次のとおりであります。

区 分	氏 名	取締役会及び監査役会への出席状況
取 締 役	内 藤 碩 昭	取締役会 12回中11回出席
取 締 役	増 倉 一 郎	取締役会 12回中12回出席
取 締 役	井 上 育 穂	取締役会 12回中11回出席
監 査 役	奥 正 之	取締役会 12回中 8 回出席 監査役会 13回中 9 回出席
監 査 役	岡 田 信 吾	取締役会 12回中12回出席 監査役会 13回中13回出席
監 査 役	荒 尾 幸 三	取締役会 10回中 9 回出席 監査役会 10回中 9 回出席

(3) 会計監査人に関する事項

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

注 あずさ監査法人は、監査法人の種類変更により、平成22年7月1日付で有限責任あずさ監査法人となりました。

② 報酬等の額

区 分	金 額
ア、会計監査人の報酬等の額	65 ^{百万円}
イ、当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	136

注 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、国際財務報告基準（IFRS）適用に関する指導及び助言業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人において会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当するなど、その職務遂行に関する公正性を確保することができないものと合理的に疑うべき事情が判明した場合には、会計監査人の解任の検討を行い、解任が適当と判断したときは、会計監査人の解任又は不再任についての決定を行います。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しております。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社及びグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修等を通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めておりますほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員

からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行ってまいります。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善をはかってまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「文書規程」等の社内規則に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。また、「情報セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保するための体制を整えております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機（重大事故及び災害を除く。）の発生を予防するとともに、発生した場合の会社及び役職員並びに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めております。

また、重大事故及び災害の発生又は発生のおそれがある場合における対策組織、応急処理等を定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客及び役職員の安全確保と早期復旧をはかり、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めております。

鉄道事業におきましては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しております。今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めてまいります。

このほか、各部門の所管業務に付随するリスクの管理については、対応部門において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備等を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織及び事務分掌並びに各職位に配置された者の責任・権限・義務等が明確に定められております。

また、取締役会が設定する経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要な事項を審議するために、常勤取締役を構成員とする常務会を週1回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めておりますほか、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、

執行役員制度を導入しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、内部監査部門による内部監査を計画的に実施する体制を整えております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要とするほか、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるなど、グループ全体としての業務の適正をはかっております。特に、グループ会社に対する融資の実行にあたっては、当社審査委員会による厳格な審査手続を設けております。

また、各グループ会社の事業規模・特性等を勘案したうえで組織形態・機関設計の基本方針を定めるとともに、役員の派遣、グループ会社経営会議等を通じて、グループ会社の適正な統治に努めております。さらに、グループ会社監査役連絡会を通じ、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化をはかり、グループ全体の監査体制の整備強化に努めてまいります。

このほか、当社内部監査部門により、定期的に監査を実施する体制について整備しております。

⑥ 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室の所属員は監査役の指揮命令に服するとともに、その異動及び評価については、常任監査役（常勤）の同意を得ることとしております。

常任監査役は、常務会及び執行役員会に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書の回付を受ける体制を整えております。また、必要に応じ、取締役及び使用人との間で、個別の経営課題に関する意見交換を行うことができる体制を整えております。

(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が企業価値を確保・向上させるためには、沿線住民を核とする顧客及び地域社会との良好な信頼関係を維持・強化していくことが必要であり、また、鉄道事業者としての最大の使命である安全輸送を確保することが何よりも重要であります。当社株式の大量買付を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取組み

ア、基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループでは、企業価値向上に向けた取組みといたしまして、平成20年度から22年度にかけて、3か年経営計画「堅進126計画」を推進いたしました。この計画におきましては、コンプライアンス経営はもちろんのこと、近年企業に強く求められております社会的責任を果たしつつ、沿線価値の向上と事業基盤の拡充を着実に進めていくために、次の5つの基本方針を定め、「攻勢」と「守り」の両面からさまざまな施策に取り組んでまいりました。

- (ア) 「環境保全」のための取組み強化
- (イ) 提供するサービスの品質向上
- (ウ) 難波エリアのさらなる価値向上
- (エ) 有望事業の成長加速
- (オ) 沿線活性化の推進

なお、この計画の最終年度となる平成22年度の成果につきましては、上

記1の(1)「事業の経過及びその成果」において記載のとおりであります。

続いて、当社グループは、平成23年度から26年度までの4か年を対象期間とする新たな中期経営計画「凜進130計画」を策定し、推進しております。この中期経営計画におきましては、平成23年度からの4年間を「事業の『効率性追求』と『拡大と成長』により、事業構造の変革を成し遂げる4か年」として位置付け、上記1の(2)「対処すべき課題」において記載のとおり、5つの基本方針の下、各事業分野においてさまざまな施策を実行することにより、引き続き企業価値の向上に努めてまいります。

1、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成20年6月27日開催の第91期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の内容を改定したうえ、更新することについてご承認をいただいております。本プランの内容は、次のとおりであります。

なお、本プランは、平成23年6月24日開催の第94期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、平成23年3月30日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、本プランの内容を改定したうえ、更新することについて決定しております。改定後の本プランの内容については、招集通知に添付の株主総会参考書類をご参照下さい。

(ア) 目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

(イ) 手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、又は(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に、

上記（ア）の目的を実現するために必要な手続を、以下のとおり定めております。

当社株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出していただきます。その後、当社取締役会は、外部専門家からの助言又は意見を得たうえで、買付等の内容等の検討、買付者等の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討、買付者等との協議・交渉を行い、買付者等の買付等の内容に対する意見をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示いたします。

（ウ）新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

当社取締役会は、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主意思確認総会において、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等についての決定を行うものとします。但し、買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合には、株主意思確認総会を招集せずに、取締役会において新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

かかる新株予約権は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から原則として当社株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社は、株主意思確認総会又は当社取締役会において、かかる新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆さまに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆さまが新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の皆さまは、その保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。）。

(エ) 本プランの有効期間及び廃止

本プランの有効期間は、平成23年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランに係る新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

③ 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断の理由

ア、基本方針の実現に資する特別な取組み（上記②のアの取組み）について

当社の前3か年経営計画「堅進126計画」及び新中期経営計画「凜進130計画」は、いずれも当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

したがって、これらの取組みや各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

イ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記②のイの取組み）について

上記②のイに記載のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会において株主の皆さまの承認を得て改定・更新されたものであること、発動の是非についても、一定の場合を除き、株主総会において株主の皆さまの意思を確認することとしていること、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていること、本プランの運用に際して第三者専門家の助言又は意見を取得することとしていること、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本事業報告中、百万円単位の記載金額は百万円未満を、百万人単位の記載人員は百万人未満を、千株単位の記載株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	81,562	流動負債	205,927
現金及び預金	18,539	支払手形及び買掛金	18,415
受取手形及び売掛金	16,709	短期借入金	118,669
商品及び製品	28,224	1年以内償還社債	20,000
仕掛品	2,462	未払法人税等	622
原材料及び貯蔵品	2,145	賞与引当金	2,112
繰延税金資産	2,927	その他	46,108
その他	10,662		
貸倒引当金	△ 109		
固定資産	717,893	固定負債	465,060
有形固定資産	685,715	社債	75,000
建物及び構築物	340,866	長期借入金	279,953
機械装置及び運搬具	16,785	繰延税金負債	37,909
土地	296,807	再評価に係る繰延税金負債	28,000
建設仮勘定	28,060	退職給付引当金	14,156
その他	3,194	建替関連損失引当金	1,106
無形固定資産	2,443	のれん	431
施設利用権	2,443	その他	28,503
投資その他の資産	29,734	負債合計	670,988
投資有価証券	17,629	(純資産の部)	
長期貸付金	171	株主資本	104,979
繰延税金資産	2,770	資本金	63,739
その他	12,352	資本剰余金	18,471
貸倒引当金	△ 3,190	利益剰余金	24,058
		自己株式	△ 1,289
		その他の包括利益累計額	21,250
		その他有価証券評価差額金	1,228
		繰延ヘッジ損益	△ 22
		土地再評価差額金	20,044
		少数株主持分	2,237
		純資産合計	128,467
資産合計	799,455	負債純資産合計	799,455

連 結 損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		186,164
営業費用		
運輸業等営業費及び売上原価	160,795	
販売費及び一般管理費	5,467	166,263
営業利益		19,900
営業外収益		
受取利息及び配当金	472	
のれんの償却額	388	
その他の収益	670	1,531
営業外費用		
支払利息及び社債利息	9,124	
その他の費用	841	9,966
経常利益		11,466
特別利益		
工事負担金等受入額	3,917	
その他の利益	761	4,678
特別損失		
工事負担金等圧縮額	2,166	
固定資産臨時償却費	1,122	
建替関連損失引当金繰入額	1,106	
その他の損失	5,665	10,059
税金等調整前当期純利益		6,085
法人税、住民税及び事業税	835	
法人税等調整額	2,019	2,855
少数株主損益調整前当期純利益		3,230
少数株主利益		175
当期純利益		3,054

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前期末残高	63,739	18,496	23,923	△ 1,307	104,850
当期変動額					
剰余金の配当			△ 2,614		△ 2,614
当期純利益			3,054		3,054
土地再評価 差額金の取崩			△ 304		△ 304
自己株式 の取得				△ 36	△ 36
自己株式 の処分		△ 24		54	30
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△ 24	135	18	128
当期末残高	63,739	18,471	24,058	△ 1,289	104,979

	その他の包括利益累計額				少数株主 持 分	純資産合計
	その他有 価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	その他の 包括利益 累計額合計		
前期末残高	1,487	△ 95	19,739	21,132	2,182	128,165
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,614
当期純利益						3,054
土地再評価 差額金の取崩						△ 304
自己株式 の取得						△ 36
自己株式 の処分						30
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△ 258	72	304	118	54	172
当期変動額合計	△ 258	72	304	118	54	301
当期末残高	1,228	△ 22	20,044	21,250	2,237	128,467

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 53社

主要な連結子会社の名称

南海バス株式会社、関西空港交通株式会社、南海フェリー株式会社、南海車両工業株式会社、南海不動産株式会社、南海商事株式会社、株式会社南海国際旅行、住之江興業株式会社、南海ビルサービス株式会社、南海辰村建設株式会社

日本ケーマー工事株式会社は株式を取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。南海都市創造株式会社は当社との合併により、南海砂利株式会社は株式譲渡により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

NTI (HK) CO., LTD.、NTI (USA) INC.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 3社

主要な会社の名称

株式会社新南海ストア

南海リハウス株式会社は新規設立により、当連結会計年度より持分法の適用に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称

NTI (HK) CO., LTD.、NTI (USA) INC.

(持分法を適用しなかった理由)

持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

主として期末前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法または総平均法に基づく原価法

② たな卸資産

たな卸資産のうち、主要なものは販売土地及び建物であり、個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

主として定額法・定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～17年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
営業債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～11年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。
なお、上場会社である南海辰村建設株式会社及び同社の連結子会社の退職給付会計基準変更時差異（3,222百万円）は15年による按分額を費用処理しております。
- ④ 建替関連損失引当金
建物等の建替えに伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。
- (4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価の方法は、全面時価評価法を採用しております。
- (5) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については、主として5年間の均等償却を行っております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 工事負担金等の会計処理
鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。
これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。
なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。
- (会計方針の変更)
鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受領して固定資産を取得した場合には、取得原価の総額を固定資産に計上していましたが、当連結会計年度から当該工事負担金等を取得した固定資産の取得原価から直接減額する方法に変更いたしました。
従来、連続立体交差化工事は、旅客運輸収入をはじめ、高架下の利用等による駅周辺の活性化等も含めた鉄道事業自体の収益性の向上に寄与する効果が期待される工事が主でありました。しかしながら、近年の景気後退と少子高齢化社会の到来及び沿線人口の減少等の事業環境の大幅な悪化により、鉄道事業収入の減少傾向が予想を大幅に上回る状況となってきたため、現在の主要な連続立体交差化工事については工事協定の変更を行い、輸送人員の減少傾向に対応した工事内容とする等、連続立体交差化工事が収益性の向上に寄与する効果は見込み難しくなっております。

このような状況の下、平成22年4月に3か年経営計画「堅進126計画」の大幅な見直しを行ったことを契機として、今後は鉄道事業収入の減少傾向に耐えうる事業運営を図り、経営基盤の強化に努める方針といたしました。従って、今後予定される連続立体交差化工事については、交通渋滞の解消等の社会的要請に基づくものが中心となっております。

また、昨今では移動制約者の利便性、安全性の向上を目的としてエスカレーターやエレベーター等の設置を行う駅のバリアフリー化工事や通行者の安全確保に資する踏切拡幅工事並びに新駅設置工事等、連続立体交差化工事以外にも工事負担金等を受領する工事が増加してきております。

これらの工事は、鉄道事業者に直接的に収益性の向上をもたらすものではなく、公共交通機関の社会的責任を重視して整備すべきものであります。さらには、鉄道事業者に対する安全意識の高まりから、今後も収益性の向上には直接寄与せずとも旅客の安全を確保するための諸施策を求められる可能性があります。

以上の状況を鑑み、鉄道事業者が地方公共団体等に代わって鉄道施設の建設を行い固定資産を取得するという公共の利益に資する工事負担金制度の趣旨を踏まえ、設備投資自体の投資収益性の観点よりも公共交通機関たる鉄道事業者として負担すべき金額を表示することの重要性や将来の税務面での影響も勘案した上で、より合理的な期間損益計算及び財政状態の健全化を図るため、当連結会計年度から工事負担金等受入額と工事負担金等圧縮額を同時に計上し、工事負担金等を取得した固定資産の取得原価から直接減額する方法に変更いたしました。

この変更により、従来の方法と比べ、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は435百万円減少し、税金等調整前当期純利益は1,885百万円減少しております。

- ② 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

4. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等)

当連結会計年度より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	166,781百万円
土地	104,608百万円
投資有価証券	1,644百万円
その他	<u>12,589</u> 百万円
計	<u>285,624</u> 百万円

担保に係る債務

短期借入金	268百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。)	48,290百万円
その他	<u>25</u> 百万円
計	<u>48,583</u> 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 459,294百万円

3. 保証債務

下記の会社等の借入金等について債務保証(保証予約を含む。)を行っております。

株式会社ステーションパーク岸和田	305百万円
株式会社ミラージュパレス	98百万円
都市環境開発株式会社	90百万円
その他	<u>342</u> 百万円
計	<u>837</u> 百万円

4. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 75,494百万円

5. 土地の再評価

当社及び一部の連結子会社において、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法、及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出しております。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日 当社、連結子会社1社
平成13年3月30日 当社(連結子会社の合併により受入れた事業用土地)
- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 4,006百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	526,412,232株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,614百万円
1株当たり配当額	5円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月28日

なお、連結子会社が保有する自己株式（当社株式）に係る配当金を控除しております。控除前の金額は2,614百万円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成23年6月24日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,614百万円
1株当たり配当額	5円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月27日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び社債発行による方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は主に運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	18,539	18,539	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,709	16,709	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	54	54	0
② その他有価証券	15,701	15,701	—
(4) 支払手形及び買掛金	(18,415)	(18,415)	—
(5) 短期借入金	(65,229)	(65,229)	—
(6) 1年以内償還社債	(20,000)	(20,114)	(114)
(7) 社債	(75,000)	(76,263)	(1,263)
(8) 長期借入金（1年内返済予定を含む。）	(333,394)	(338,106)	(4,712)
(9) デリバティブ取引	(22)	(22)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。
 - (4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (6) 1年以内償還社債、並びに (7) 社債
当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。
 - (8) 長期借入金（1年内返済予定を含む。）
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
 - (9) デリバティブ取引
取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。
- (注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,306百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
286,733	284,985

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額等を基に合理的な調整を行って算出した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	241円45銭
1株当たり当期純利益	5円84銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,829	流動負債	181,271
現金及び預金	10,346	短期借入金	101,514
未収運賃	2,622	1年以内償還社債	20,000
未収収益	2,593	未払費用	15,892
未収収益	1,968	未払消費税等	3,561
短期貸付金	4,342	未払消費税等	176
販売土地及び建物	25,174	未払法人税等	91
貯蔵品	1,641	預り連絡運賃	1,113
前払費用	448	預り金	16,979
繰延税金資産	2,253	前受運賃	2,864
その他の流動資産	1,478	前受金	17,425
貸倒引当金	△ 41	前受収益	712
		賞与引当金	939
固定資産	698,393	固定負債	448,242
鉄道事業固定資産	298,498	社債	75,000
開発関連及び付帯事業固定資産	314,403	長期借入金	273,163
各事業関連固定資産	1,014	繰延税金負債	37,419
建設仮勘定	27,442	再評価に係る繰延税金負債	27,169
投資その他の資産	57,034	退職給付引当金	9,303
関係会社株式	31,465	関係会社事業損失引当金	69
投資有価証券	10,778	建替関連損失引当金	1,106
出資資産	400	資産除去債務	380
長期貸付金	9,375	その他の固定負債	24,630
長期前払費用	322	負債合計	629,513
その他の投資等	5,361	(純資産の部)	
投資評価引当金	△ 105	株主資本	102,263
貸倒引当金	△ 563	資本金	63,739
		資本剰余金	18,478
		資本準備金	15,935
		その他資本剰余金	2,542
		利益剰余金	21,336
		その他利益剰余金	21,336
		繰越利益剰余金	21,336
		自己株	△ 1,289
		評価・換算差額等	19,445
		その他有価証券評価差額金	137
		土地再評価差額金	19,308
資産合計	751,223	純資産合計	121,709
		負債純資産合計	751,223

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	55,128	
営 業 費	46,422	
営 業 利 益		8,706
開 発 関 連 及 び 付 帯 事 業		
営 業 収 益	24,264	
営 業 費	20,712	
営 業 利 益		3,551
全 事 業 営 業 利 益		12,258
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,818	
そ の 他 の 収 益	406	6,225
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	8,417	
そ の 他 の 費 用	826	9,244
経 常 利 益		9,239
特 別 利 益		
工 事 負 担 金 等 受 入 額	2,892	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	2,746	
固 定 資 産 売 却 益	149	5,788
特 別 損 失		
工 事 負 担 金 等 圧 縮 額	1,962	
固 定 資 産 臨 時 償 却 費	1,122	
建 替 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,106	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	853	
固 定 資 産 除 却 損	542	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	533	
減 損 損 失	520	
固 定 資 産 売 却 損	226	
関 係 会 社 整 理 損	220	
長 期 前 払 費 用 償 却	192	
貸 貸 借 契 約 解 約 損	135	7,416
税 引 前 当 期 純 利 益		7,611
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 245	
法 人 税 等 調 整 額	1,067	821
当 期 純 利 益		6,789

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	63,739	15,935	2,543	18,478	17,465	△ 1,257	98,425
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△ 2,614		△ 2,614
当期純利益					6,789		6,789
土地再評価 差額金の取崩					△ 304		△ 304
自己株式 の取得						△ 36	△ 36
自己株式 の処分			△ 0	△ 0		4	4
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	3,870	△ 32	3,837
当 期 末 残 高	63,739	15,935	2,542	18,478	21,336	△ 1,289	102,263

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	545	19,003	19,549	117,975
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△ 2,614
当期純利益				6,789
土地再評価 差額金の取崩				△ 304
自己株式 の取得				△ 36
自己株式 の処分				4
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△ 407	304	△ 103	△ 103
当期変動額合計	△ 407	304	△ 103	3,734
当 期 末 残 高	137	19,308	19,445	121,709

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法 (定額法)	
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法	
その他有価証券		
時価のあるもの	期末前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法	

2. 販売土地及び建物の評価基準及び評価方法 個別法に基づく原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く。)

鉄道事業	取替資産	取替法
	建物、構築物	定額法
	その他の有形固定資産	定率法
その他の事業	建物、構築物、機械装置	定額法
	その他の有形固定資産	定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く。) 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資評価引当金

市場価格がない株式について実質価額を適正に評価するため、投資先の財政状態等を勘案し、計上を要すると認められる金額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (3年) による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

- (5) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の資産内容等を勘案し、出資金額及び純債権額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。
- (6) 建替関連損失引当金
建物等の建替えに伴い発生する損失に備えるため、合理的に見積った建替関連の損失見込額を計上しております。

5. 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。

これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

(会計方針の変更)

鉄道事業における連続立体交差化工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受領して固定資産を取得した場合には、取得原価の総額を固定資産に計上しておりましたが、当事業年度から当該工事負担金等を取得した固定資産の取得原価から直接減額する方法に変更いたしました。

従来、連続立体交差化工事は、旅客運輸収入をはじめ、高架下の利用等による駅周辺の活性化等も含めた鉄道事業自体の収益性の向上に寄与する効果が期待される工事が主でありました。しかしながら、近年の景気後退と少子高齢化社会の到来及び沿線人口の減少等の事業環境の大幅な悪化により、鉄道事業収入の減少傾向が予想を大幅に上回る状況となってきたため、現在の主要な連続立体交差化工事については工事協定の変更を行い、輸送人員の減少傾向に対応した工事内容とする等、連続立体交差化工事が収益性の向上に寄与する効果は見込み難くなってきております。

このような状況の下、平成22年4月に3か年経営計画「堅進126計画」の大幅な見直しを行ったことを契機として、今後は鉄道事業収入の減少傾向に耐えうる事業運営を図り、経営基盤の強化に努める方針といたしました。従って、今後予定される連続立体交差化工事については、交通渋滞の解消等の社会的要請に基づくものが中心となっております。また、昨今では移動制約者の利便性、安全性の向上を目的としてエスカレーターやエレベーター等の設置を行う駅のバリアフリー化工事や通行者の安全確保に資する踏切拡幅工事並びに新駅設置工事等、連続立体交差化工事以外にも工事負担金等を受領する工事が増加してきております。

これらの工事は、鉄道事業者に直接的に収益性の向上をもたらすものではなく、公共交通機関の社会的責任を重視して整備すべきものであります。さらには、鉄道事業者に対する安全意識の高まりから、今後も収益性の向上には直接寄与せずとも旅客の安全を確保するための諸施策を求められる可能性があります。

以上の状況を鑑み、鉄道事業者が地方公共団体等に代わって鉄道施設の建設を行い固定資産を取得するという公共の利益に資する工事負担金制度の趣旨を踏まえ、設備投資自体の投資収益性の観点よりも公共交通機関たる鉄道事業者として負担すべき金額を表示することの重要性や将来の税務面での影響も勘案した上で、より合理的な期間損益計算及び財政状態の健全化を図るため、当事業年度から工事負担金等受入額と工事負担金等圧縮額を同時に計上し、工事負担金等を取得した固定資産の取得原価から直接減額する方法に変更いたしました。

この変更により、従来の方と比べ、当事業年度の営業利益及び経常利益は435百万円減少し、税引前当期純利益は1,885百万円減少しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 重要な会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

鉄道事業固定資産 282,495百万円

投資有価証券 54百万円

担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む。) 44,436百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 383,216百万円

3. 事業用固定資産

有形固定資産 612,736百万円

土地 272,239百万円

建物 165,425百万円

構築物 160,789百万円

車両 7,708百万円

その他 6,574百万円

無形固定資産 1,178百万円

4. 保証債務

下記の会社等の借入金等について債務保証(保証予約を含む。)を行っております。

南海辰村建設株式会社 13,708百万円

南海不動産株式会社 2,265百万円

その他 1,454百万円

計 17,428百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 5,921百万円

長期金銭債権 9,828百万円

短期金銭債務 18,907百万円

長期金銭債務 845百万円

6. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額

75,494百万円

7. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法、及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出しております。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 平成13年3月30日（子会社の合併により受入れた事業用土地）
4,006百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 営業収益	79,392百万円
2. 営業費	67,134百万円
運送営業費及び売上原価	35,429百万円
販売費及び一般管理費	11,621百万円
諸 税	4,421百万円
減 価 償 却 費	15,661百万円
3. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営 業 収 益	3,699百万円
営 業 費	9,881百万円
営業取引以外の取引による取引高	18,500百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	3,610,966株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、減損損失、退職給付引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、分割に伴う土地評価益等であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高
子会社	南海都市創造株式会社(注2)	所有 直接 100%	役員の兼任、債務の保証、資金の貸付、不動産の賃借	短期資金の貸付(注1) 利息の受取(注1)	3,100 831	— —	— —
子会社	南海辰村建設株式会社	所有 直接57.7% 間接 5.5%	役員の兼任、建築工事の発注、債務の保証	債務保証(注3) 保証料の受入れ(注3)	13,708 13	— —	— —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 南海都市創造株式会社に対する短期資金の貸付については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）にかかるものであり、利率は市場金利を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注2) 南海都市創造株式会社は、平成22年10月1日をもって当社に吸収合併されております。上記取引金額は、平成22年4月1日より平成22年9月30日までの期間の金額を記載しております。

(注3) 南海辰村建設株式会社に対する債務保証は、金融機関からの借入金他に対して保証したものであり、保証料を受領しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容(注1)	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
役員及びその近親者	奥 正之	なし	当社監査役、株式会社三井住友銀行頭取兼最高執行役員	短期資金の借入(注2)	10,950	短期借入金	15,129
				長期資金の借入	4,565	長期借入金	18,131
				利息の支払	684	未払費用 前払費用	45 5

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 株式会社三井住友銀行からの資金借入については、奥 正之が、株式会社三井住友銀行の代表者として行った取引であり、借入金利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 株式会社三井住友銀行からの短期資金の借入については、取引金額は期中平均残高を記載しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

232円80銭

1 株当たり当期純利益

12円99銭

(企業結合に関する注記)

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名 称	南海電気鉄道株式会社
事業の内容	鉄道事業、開発関連及び付帯事業（開発事業、流通事業、土地建物賃貸事業、遊園事業）

被結合企業

名 称	南海都市創造株式会社
事業の内容	不動産賃貸業、ショッピングセンターの経営

(2) 企業結合の法的形式

南海電気鉄道株式会社を存続会社、南海都市創造株式会社（当社の連結子会社）を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

南海電気鉄道株式会社

(4) 取引の目的を含む取引概要

当社グループといたしましては、最大の経営拠点である「なんばエリア」の発展に努めていくことが重要な使命であります。当社3か年経営計画「堅進126計画」（平成20年度～22年度）においても、基本方針に「なんばエリアのさらなる価値向上」を掲げ、これまでもホテル南海なんば跡地でのサービスアパートメント計画や、「なんばガレリア」をはじめとする「南海ターミナルビル再生計画」を推進してまいりました。こうした中で、当社グループでは、「なんばエリアのさらなる価値向上」に向けた取組みのひとつとして、南海会館ビルの建替計画を検討中であります。

本計画は、なんばの新たなフラッグシップとして、また既存施設のブラッシュアップの最終章として、南海ターミナルビル再生計画の集大成と位置付け、なんばという「街」の新たな顔とするため、当社グループが一丸となって取り組むべきビッグプロジェクトであります。また、単独のビル建替えでなく、駅も含めた複合施設である南海ターミナルビルの再構築であることに加え、エリアとして求められる交通結節機能・広域動線の強化、環境改善、都市機能の強化等、地域への貢献も重要な検討課題となります。

以上から、今般、本計画を具体化する段階に移行していくにあたり、南海会館ビルを含む各施設を所有・運営する南海都市創造株式会社を吸収合併することで、資産並びに街づくり・プロパティマネジメント等ソフトを集約するとともに、上述の総合的な課題に対する取組みの一元化・迅速化をはかるものであります。

(5) 企業結合日

平成22年10月1日

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

これにより、当社が南海都市創造株式会社から受け入れた資産と負債の差額のうち、当社が合併直前に保有していた南海都市創造株式会社株式の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益に2,746百万円計上しております。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

南海電気鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 徹 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 基博 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社
の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算
書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動
計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任
は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する
意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な
虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、
試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並び
に経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の
表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表
明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と
認められる企業会計の基準に準拠して、南海電気鉄道株式会社及び連結子会
社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を
すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する
注記」に記載のとおり、会社は当連結会計年度より工事負担金等の会計処理
を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

南海電気鉄道株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正人 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 徹 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 基 博 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、南海電気鉄道株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載のとおり、会社は当事業年度より工事負担金等の会計処理を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

平成23年5月12日

南海電気鉄道株式会社

代表取締役社長 亘 信 二 殿

南海電気鉄道株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 小 島 幸 生 ㊟

常任監査役(常勤) 藤 田 隆 一 ㊟

社外監査役 奥 正 之 ㊟

社外監査役 岡 田 信 吾 ㊟

社外監査役 荒 尾 幸 三 ㊟

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換をはかり、必要に応じて子会

社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、会社をとりまく経営環境は依然として厳しいものがございますが、当期の業績と経営基盤強化のための内部留保等を勘案しつつ、安定的な配当を維持する観点から、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円（中間配当を見送りましたので年5円配当）

総額 2,614,006,330円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月27日

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役13名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま なか まこと 山 中 諄 (昭和18年2月1日生)	昭和40年4月 当社入社 平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社取締役社長 平成17年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社取締役会長兼CEO、現在に至る (重要な兼職の状況) 大阪市難波土地区画整理組合 理事長 イズミヤ株式会社 社外取締役	125,960株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	わたり じん じ二 巨 信 二 (昭和25年4月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成17年6月 当社執行役員、現在に至る 平成19年6月 当社取締役社長兼COO、現在 に至る 平成20年6月 当社堅進126計画推進室長、 現在に至る 平成22年6月 当社監査部担当、現在に至る	71,050株
3	ふく だ じゅん た ろう 福 田 順 太 郎 (昭和24年12月6日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成17年6月 当社執行役員、現在に至る 平成20年6月 当社CSR推進室長、現在に至る 平成21年6月 当社専務取締役、現在に至る 平成21年6月 当社グループ事業室長、現在に 至る	59,050株
4	せき にし きだ よし 関 西 節 美 (昭和30年5月5日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社執行役員、現在に至る 平成17年6月 当社経理部長 平成19年6月 当社取締役 平成19年6月 当社経理室長、現在に至る 平成21年6月 当社常務取締役、現在に至る	27,000株
5	くち の しげる 口 野 繁 (昭和30年7月26日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年6月 当社鉄道営業本部統括部長 平成19年6月 当社取締役 平成19年6月 当社執行役員、現在に至る 平成21年6月 当社常務取締役、現在に至る 平成21年6月 当社鉄道営業本部長、現在に至る (重要な兼職の状況) 南海辰村建設株式会社 社外監査役	25,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
6	かな もり てつ ろう 金 森 哲 朗 (昭和33年12月13日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員、現在に至る 平成19年6月 当社経営企画部長 平成20年6月 当社堅進126計画推進室部長 平成21年6月 当社取締役、現在に至る 平成21年6月 当社不動産営業本部長、現在に至る 平成22年10月 当社難波・SC営業本部長、 流通・不動産賃貸グループ担当、 現在に至る	19,000株
7	※ ほそ い やす し 細 井 康 史 (昭和33年8月8日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年6月 当社運輸部長 平成19年6月 当社執行役員人事部長、現在に至る	3,237株
8	※ たか ぎ とし ゆき 高 木 俊 之 (昭和35年6月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成18年6月 当社経営企画部部長 平成21年6月 当社執行役員堅進126計画推進 室部長、現在に至る 平成22年6月 当社経営政策室部長、現在に 至る	4,000株
9	※ かね ほら かつ や 金 原 克 也 (昭和35年6月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年6月 当社お客さまサービス部長 平成22年10月 当社PM事業部長、現在に至る	32,230株
10	※ い わ い けい いち 岩 井 啓 一 (昭和35年4月2日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年6月 当社法務監査室部長 平成21年6月 当社経理部長、現在に至る	2,000株
11	ない とう みつ あき 内 藤 碩 昭 (昭和12年3月11日生)	昭和35年4月 株式会社三和銀行入行 平成11年6月 同行取締役会長 平成13年6月 当社取締役、現在に至る 平成14年1月 株式会社UFJホールディングス 取締役会長 平成14年6月 株式会社UFJ銀行特別顧問 平成16年7月 同行名誉顧問 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行名誉 顧問、現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行 名誉顧問 岩谷産業株式会社 社外監査役	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
12	増 倉 一 郎 (昭和13年3月27日生)	昭和36年3月 株式会社高島屋入社 平成13年3月 同社取締役社長 平成15年3月 同社取締役会長 平成16年6月 当社監査役 平成17年3月 株式会社高島屋取締役相談役 平成17年6月 当社取締役、現在に至る	1,000株
13	※ 村 上 仁 志 (昭和16年5月28日生)	昭和39年4月 住友信託銀行株式会社入社 平成元年6月 同社取締役 平成3年6月 同社常務取締役 平成9年6月 同社専務取締役 平成10年3月 同社取締役会長 平成17年6月 同社特別顧問、現在に至る (重要な兼職の状況) 住友信託銀行株式会社 特別顧問 ダイキン工業株式会社 社外監査役	0株

注1. 取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. ※は新任の取締役候補者であります。

3. 取締役候補者 内藤碩昭、同 増倉一郎及び同 村上仁志の各氏は、社外取締役候補者であります。

4. 取締役候補者 内藤碩昭及び同 村上仁志の両氏は銀行の経営者としての、また、取締役候補者 増倉一郎氏は百貨店の経営者としての経歴を各々有しており、これらの経歴を通じて培った幅広い見識に基づき、当社の経営全般に対する的確な助言と監督をいただけるものと考え、社外取締役候補者として選任しております。

5. 取締役候補者 村上仁志氏が社外監査役として在任中のダイキン工業株式会社及び同社の子会社において、平成21年4月、不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。同氏は、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでしたがかねてより同社取締役会及び同社監査役会等において、法令遵守の重要性について注意喚起を行ってまいりました。また、上記事実の判明後は、再発防止のための提言を行うなど、社外監査役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。

6. 取締役候補者 内藤碩昭及び同 増倉一郎の両氏は、現在当社の社外取締役であります。各々の当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって次のとおりとなります。

内藤碩昭氏 10年

増倉一郎氏 6年

第3号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社定款第17条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為に関する対応策の内容を改定して更新し、当社株式の大量買付行為に関する対応策に利用するため、下記2.「本プランの内容」記載の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 当社株式の大量買付行為に関する対応策の更新を必要とする理由

当社は、平成23年3月30日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会における株主の皆さまのご承認を条件に、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、本総会における承認に基づく改定前のプランを「旧プラン」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）の内容を改定したうえ、更新することについて決定いたしました。なお、旧プランは本総会終結の時をもって有効期間が満了することになります。本議案は、上記のとおり、本プランを更新すること及び新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任することにつきお諮りするものであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

招集通知に添付の事業報告「3. 会社の体制及び方針」中、「(2) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容」をご参照下さい。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿ったものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役

会が株主の皆さまに代替案を提案したり、あるいは株主の皆さまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆さまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であります。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。なお、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除くすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆さまに当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認することを予定しています。また、当社取締役会は、これらの過程において、外部の専門家に対し、買付行為に対する対応の方法等について助言を求めることとしています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆さまへの情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行い、又は、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記（c）に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたとえ、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者、買付者等を被支配法人（注10）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注11）
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉

① 当社取締役会による検討等

当社取締役会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、適宜検討期間（原則として90日を上限とします。以下「当社検討期間」といいます。）を定め、買付等の内容等の検討、買付者等の提示する経営計画・事業計画等の検討、代替案の検討等を行います。また、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、当社取締役会が、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、当社取締役会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲（原則として、30日を上限とします。）内で、当社検討期間を延長することができるものとします。当社検討期間が延長された場合、当社取締役会は、延長される期間及び理由を速やかに情報開示するものとします。

② 外部専門家からの意見等の取得

当社取締役会は、当社取締役会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、外部のファイナンシャル・アドバイザー及び弁護士等の助言を必ず得るとともに、必要に応じて、公認会計士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言又は意見を得るものとします。

③ 当社取締役会による意見の提示

上記①の検討等の後、当社取締役会は、当社取締役会としての買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。また、代替案がある場合は当該代替案を含むものとします。以下同じとします。）をとりまとめ、株主の皆さまに対して提示いたします。

(e) 株主意思確認総会の招集／取締役会の決議

当社取締役会は、上記（d）に定めた手続に従い検討を行った結果、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨決定した場合を除き、原則として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆さまの意思を確認

するものとします。但し、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち、発動事由その1に該当する場合には、株主意思確認総会を招集せずに、取締役会において本新株予約権の無償割当ての実施についての決議をすることができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等についての決定を行うものとします。

上記にもかかわらず、当社取締役会は、株主意思確認総会又は当社取締役会において一旦本新株予約権の無償割当ての実施の決定をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。)の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得することがあります。

- ① 当該決定後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- ② 当該決定の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

(f) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により十分な情報提供がなされたか否かに関する事実、当社検討期間が開始した事実、当社検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由、株主意思確認総会の招集を決定した事実を含みます。)、株主意思確認総会の決議の概要、当社取締役会の決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当すると認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される株主意思確認総会の決議(但し、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)

に記載される事由により株主意思確認総会を招集しない場合には、当社取締役会の決議)により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の各号に定める要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記（i）項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行

使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注12）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注13）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記（i）項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべて取得し、

これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、(I)当社の株主総会において、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(II)当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等、本総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

- (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成23年3月30日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要

が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- 注1. 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
 3. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
 4. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
 5. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 6. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
 7. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
 8. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
 9. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
 10. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
 11. 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について上記2(2)(c)①に準じた情報を含みます。
 12. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
 13. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下

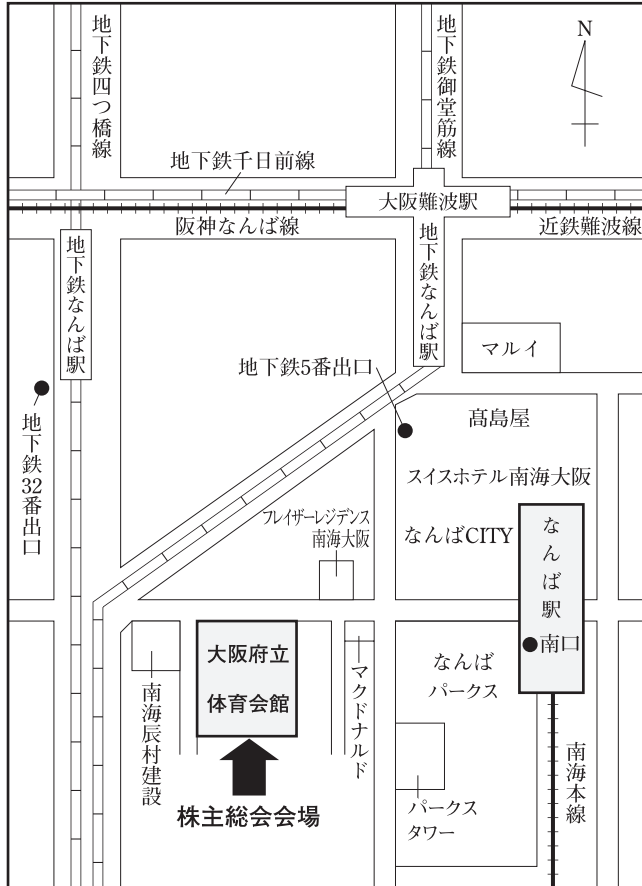
本注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社株主総会又は当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

14. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
15. 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社株主総会又は当社取締役会が定めるものとします。

以上

(メモ欄)

株主総会会場ご案内略図



- 南海電鉄なんば駅南口より徒歩約4分
- 地下鉄なんば駅5番出口より徒歩約5分
- 地下鉄なんば駅32番出口より徒歩約7分

※お車でのご来場はご遠慮下さい。